

長期末整備公園緑地の対応方針（案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 概要

公園緑地は、緑の拠点として身近な自然とのふれあいやレクリエーションなど様々な市民ニーズに相応するとともに、災害発生時における避難地や救援活動拠点としての役割を担うことから、その質的な充実と整備の推進が必要です。しかしながら、市内には、都市計画決定後、長期間にわたって未整備となっている公園緑地が相当数あり、近年の社会経済情勢を考慮すると、計画された公園緑地の供用には長い年月を要することが予測されます。

そこで、長期間未整備となっている都市計画公園緑地のあり方の検討を行い、公園緑地計画の方向性を明らかにするためのガイドラインとなる「長期末整備公園緑地の対応方針（案）」について、平成22年10月1日から11月1日までの間、市民の皆様の御意見を募集しましたので、その結果を次の通り公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	長期末整備公園緑地の対応方針（案）
意見募集の周知方法	市政だより、ホームページ、資料の設置（各区役所（支所・出張所含む）市政資料コーナー、各区役所道路公園センター、かわさき情報プラザ、建設緑政局計画部企画課）
意見の募集期間	平成22年10月1日（金）から 平成22年11月1日（月）まで（32日間）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
結果の公表方法	ホームページ、かわさき情報プラザ、各区役所

3 結果の概要

意見提出数 1通

意見件数 1件

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントで頂いた御意見については、対応方針案の趣旨に沿った御意見であり、すでに対応方針案に反映されていることから、対応方針案については修正を行わず、案のとおり策定いたします。

具体的な御意見の内容と市の考え方

意見内容（要旨）	意見に対する本市の考え方
<p>今回対象とされた、事業中止中の公園緑地の都市計画区域内に居住しているが、今回対応方針が策定されることで、立ち退きを迫られるのではないかと心配している。事前に地域住民の意見をよく聞いて、すぐに立ち退きが起こることのないようにして欲しい。</p>	<p>この対応方針は、あくまでも個別の公園緑地ごとに、一定の基準に沿った対応の方向を示すものであり、ご心配の事業休止中の公園緑地については、すぐに事業を再開して立ち退きが生じるものではありません。また、実際に個別の公園緑地の見直しに着手する場合は、事前に地権者の皆様に充分ご説明をまいります。</p>